

やまゆりニュース

平成 23 年 12 月 第 11 号

やまゆり知的障害児者生活サポート協会の今年度の予定事業の5つの研修会もあと1つを残すのみとなりました。

昨年度に比べ、参加者も多くなり盛会のうちに有意義に終わるようになりました。今年は講師の方々が日々、実際に現場でテーマの内容についてご指導やコーディネートをされている方なので、会場の皆さんとの質疑応答などもわかりやすいととても好評でした。

また11月からやまゆりの相談室も開かれるようになりました。〈詳細は4ページ参照〉まだ試行の段階ですがこちらもご利用よろしくお願ひします。

平成23年度下半期事業

日時	内容	講師	会場
10/7(金)	「成年後見制度の概要と併せて実践の中で見られた課題について」	ばあとなあ神奈川運営委員会 副委員長 雨宮 徹氏	川崎エポックなかはら 7階大会議室
11/9(水)	現場での権利擁護の取組 (シンポジウム形式) GH/CHでの実践と体験 から権利擁護を語る	光風会地域支援室 室長 篠崎 薫 氏 秦野精華園 磯崎 宣護氏 グループホームマンホウ スタッフ 横堀 真一氏 光風会地域支援室 山下 きよ子氏	岩間市民プラザ ホール
平成 24 年 1/25(水) 10:00~ 12:00	知的障害者における 就労支援の実際	横浜南部就労支援センター センター長 井田 雅弘氏	ヤングコミュニティーセンター (厚木シティプラザ6階ホール) ※ ・小田急小田原線本厚木駅 下車 徒歩1分
平成 23 年 11/11(金)	本人活動 支援者支援会議	和泉短期大学准教授 鈴木敏彦氏	横浜市西公会堂 2階1号会議室

生活総合補償制度についてQ & A

Q1 傷害疾病入院保険金(病気・ケガ)は1年に30日しかいただけないのですか？

A1 はい、今のところ入院4日目から30日になるまでです。1回の入院で使い切らなかった場合、何回かで使うこともできます。

- ・①付添介護保険金・②入院時室料差額費用(差額ベッド代)保険金・③入院諸費用保険金それぞれが30日になるまで使えます。
- ・入院一時金は、上記の①~③のどれか1つが30日を超えたところで終わりです。
- ・ケガ入院の場合は、上記の入院保険金の他に傷害保険金(入院1日目から定額3,000円)も支払われます。傷害保険金は、その後も180日に達する日まで支払われます。

Q2 ケガについては通院保険金もあると聞きましたが。

A2 はい、1回につき2,000円の通院保険金があります。

Q3 保険金請求するとき「診断書」が必要になりますか？

A3 いいえ、ほとんどの場合病院の領収書のコピー(支払いがない時は会計窓口で退院証明書をいただけます)があれば大丈夫です。通院保険金は診察券のコピー貼付のみです。

Q4 個人賠償責任保険金はどんな時補償され、どんな書類が必要ですか？

A4 日常生活中突然パニックを起こし他人の物を壊したり、ケガをさせたりした時です。必要な書類は、(a)保険金請求書、(b)写真、(c)見積書、(d)請求書、(e)領収書。(c)~(e)は原本。また(c)~(e)の宛名と振込先が加入依頼者、被保険者以外の場合は(f)権利放棄書も必要です。

『成年後見制度の概要と併せて実践の中で見られた課題について』

講師 ぱあとなあ神奈川運営委員会 副委員長 雨宮 徹氏



《 主な項目 》

1. 制度の概要
制度の概要と制度創設の背景
 2. 後見人の権限
「財産管理」と「身上監護」～できること・できないこと
 3. 制度のしくみ
「法定後見」と「任意後見」について
 4. 後見人の職務
本人状況の把握、経済状況への対応、生活維持のための福祉・介護への対応、医療への対応、住居確保等への対応、死後の対応
 5. 成年後見人制度における費用等
- ※その他事例(訪問販売の問題、親亡き後の制度活用事例)

10/7(金) 川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)で今年度2回目の研修会が開催されました。成年後見人として活動されている中で実際にはどんな問題があるのか、また、制度をどう活用したらいいのか等、事例を交えてお話して頂きました。

感想等ご協力頂いたアンケートの中から一部を紹介します。(一部要約)

- 成年後見制度を家族の方に情報提供できるよう、自分自身、知識を深めることができたのでよかった。また、質疑により、ご家族等の抱えている問題も知ることができた。
- 制度への知識を深められた。支援者として後見人制度のサポートができるような制度理解と「本人様」への支援に努めなければならないと再確認ができた。
- 成年後見の実態について聴くことができ大変参考になった。
- 複数後見について少しでも知ることができてよかった。
- 資料とお話が非常にわかりやすく理解しやすかった。
- 非常にわかりやすく初めの一步が理解できました。施設(障害者)に勤めていますので、持ち帰り、広げていければと思います。潜在化している需要がたくさんあるのではと思いました(相談したいけど何からしたらいいのかわからない方など)。



『現場での権利擁護の取組 GH/CH での実践と体験から権利擁護を語る』

コーディネーター：光風会地域支援室 室長 篠崎 薫 氏

シンポジスト：秦野精華園 磯崎 宣護氏 グループホームマンボウ 横堀 真一氏
光風会地域支援室 山下 きよ子氏



《 主な項目 》

- 横浜市のグループホームの実際
- 総合福祉法でのグループホームの扱い
- グループホームでの実際
(メンバーさんの自己決定、支援の範囲、)
- グループホームは「家族の代わり」か
入居者同士は「兄弟姉妹」でスタッフは「親代わり」か?
- グループホームに入居して生活することは
親や家族からはなれて必要な支援をうけながら地域のなかで自立して暮らすこと。
- 「相談」のすすめ 他

11/9(水) 岩間市民プラザ・ホールで今年度3回目の研修会(シンポジウム)が開催されました。感想等ご協力頂いたアンケートの中から一部を紹介します。



- 実際に支援されている方の実際の現場の出来事を聞くことができ、具体的で良かった。支援する側の心がまえなどあらためて考える機会を作ってくださいありがとうございます。
- グループホームで世話人をし、また息子も知的障がい者なので、マンボウの横堀さんのお話はとても参考になりました。今から家庭で作る支援計画が必要なのだと思います。これから相談しながら考えていこうと思いました。

- グループホーム職員として、他のグループホームの話が聞けて有意義でした。ただもう1時間あれば、もっとつつこんだ話しや活発な質疑応答が聞けた気がします。(当事者やご親族の意見をもっと聞きたいと思いました)
- 支援者が迷い、悩みながら支援している実際の話しが聞けてよかったです。



■ 『第2回 本人活動支援者支援会議』の開催

当協会では当事者(ご本人)の方々の自主的な活動や行動をさらに支援するために本人活動に係わる支援者(施設職員・家族)の方々との意見交換の場を提供したいと考え、昨年度に引き続き『本人活動支援者支援会議』を11/11(金)に横浜市西公会堂で開催しました。

本会議の趣旨は、障害の程度の差はあっても、当事者(ご本人)の方々は、自己決定を自分だけで行うことには様々な困難があります。しかし適切な支援があれば当事者(ご本人)の自己決定が促され自ら行えるようになると考えて、支援者の日頃の取り組みを題材にグループ討議でより適切な支援は何かを話し合うためにこの支援者会議を行いました。

今年度からこの支援者会議に当事者(ご本人)にも加わっていただきました。今回の話し合いが当事者(ご本人)の方々の自己決定を促す環境づくりの一助になることを期待しています。

《当日プログラム》		
11:00~	開会の挨拶	
11:05~	基調講演	鈴木敏彦氏 和泉短期大学准教授
12:00~	グループ分け・昼食・自己紹介	
12:45~	先輩のアドバイス	近藤誠氏(ふきのとう向生舎)
13:15~	グループ討議・発表	参加者・アドバイザー
16:15~	講評	参加者・講師他
16:45	閉会(片付け)	

基調講演：

『障がい者福祉の動向と
当事者活動支援のあり方』



障害者総合福祉法及び障害者虐待防止法の動向を取り上げ、本人活動支援の必要性についてお話いただきました。



ご本人の現状と将来の夢を基に、それぞれの立場からの支援のあり方について自由な話し合いが行われました。途中、茶話交流を挟みいっそう意見交換が進んだようです。



グループ討議/発表：テーマ
「当事者からの事例(将来の夢他)発言による、支援のありかた」

支援者会議でご協力頂いたアンケートの中から一部を紹介します。

- 他事業所の取り組みを聞いた事は今後事業所での本人活動支援に活かしていけると思いました。当事者の方の参加も良かったです。日頃、意識して当事者の方たちの話を聞く様心がけていますが、今後は事業所内全体で意識して活動していける様、努めていきたいと思いました。
- 支援者として大切な事は、利用者の声を聞き、受け止める事だと改めて感じる事が出来ました。上手く話す(伝える)事が出来ない利用者には手紙といった文章で伝えてもらう事もある。
- 様々な活動をしていることが今日初めて知ることができました。それをどのようにつなげていくか、それを考えていき、つながっていただけらいいと思いました。
- 当事者のより気持ちが分るのは、当事者である事が身をもって知れた会議でした。利用者さんの気持ちを別の利用者さんが代弁したり新鮮な感じでした。
- 他施設との協力体制を整えるという事と職員間の情報共有とは別に当事者同士の情報共有やコミュニケーションが大事なのだと思いました。



事務局からのお知らせ



☆所得控除(確定申告)について

当協会の生活サポート総合補償制度は所得控除(確定申告)の対象とはなりません。

(平成18年の税制改正で平成19年分から損害保険料控除が廃止されました。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。)

☆加入依頼者の変更について

加入依頼者を成年後見人、保佐人、補助人に変更される場合は、契約内容変更依頼書と共に登記事項証明書の写し(コピー)のご提出をお願いいたします。

☆「加入者証」について

口座振替日の1~2週間前(振替が5月の場合は4月30日頃)に「お振替のお知らせ」と共に平成24年度「加入者証」が郵送されます。「加入者証」は一年間お手元に保管をお願いします。

☆「差額ベット費用補てん」の請求忘れを防ぐために、全ての保険金請求はAIUやJICへ直接ではなく、必ずやまゆり知的障害児者生活サポート協会事務局を経由してご請求ください。(1日で言葉や書類の不備を確認してJIC宛発送いたします。)

☆ご登録内容に変更があった場合(住所・電話・加入依頼者・施設等の変更)は、変更のお届けが必要です。必ずやまゆり知的障害児者生活サポート協会事務局までご連絡ください。

☆「相談事業」始めました

やまゆり知的障害児者生活サポート協会



開設のご案内 平成23年11月より

- こんな時、お気軽にお電話を!
- 公的な機関で相談するほどのことでもない
- 顔を知られているところでは相談しにくい
- 親せき後のことが心配だけ
- 周囲の人たちとの人間関係に悩んでいる
- ... などなど

毎月第3月曜日 11時~15時
080-2334-8347 へ



- やまゆり知的障害児者生活サポート協会の相談事業チームが担当します
- プライバシーに配慮し守秘義務を固く守ります

☞注意 保険に関するご相談は、やまゆり知的障害児者生活サポート協会事務局へ ☎045-314-7716(平日9:00~17:00)

やまゆり知的障害児者生活サポート協会
事務局〔編集〕

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

神奈川県社会福祉会館内

Tel:045-314-7716

Fax:045-324-0426



■構成団体■■■■

神奈川県手をつなぐ育成会

神奈川県知的障害施設団体連合会

横浜市手をつなぐ育成会

(財)川崎市心身障害者地域福祉協会

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会